

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県 五泉市長

公表日

令和6年11月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)または新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①乳幼児及び学童の定期予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理 ②高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理 ③情報提供ネットワークシステムを介した情報連携 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録等を登録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑤新型インフルエンザ特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・健康管理システム・住登外者宛名番号管理・団体内統合宛名システム・中間サーバ・電子申請機能(マイナポータル、ぴったりサービス)・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表の10の項、93の2の項2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 338~360の項、1616の項</p> <p>(情報照会の根拠) :主務省令第2条の表 338~355の項、357~360の項、1616の項</p> <p>(情報提供の根拠) :主務省令第2条の表 351の項、355~356の項、1616の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭課、健康福祉課
②所属長の役職名	こども家庭課長、健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	五泉市こども家庭課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、人的安全管理措置を講ずるための管理者及び担当者の役割を明確化し、 ・個人番号利用事務に関する届出・申請書等の管理区域内における適正な取扱い ・システムを利用してデータ入力・保存等を行う際のアクセス制御、アクセス者の識別・認証 ・所定の保存期間を経過し、不要となった書類・データ等を速やかに廃棄・削除する など、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、特定個人情報等の適正な取扱いのために次のような技術的安全管理措置及び物理的安全管理措置を含む必要な措置を講じているとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員研修を実施しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	3. 宛名管理システム	統合宛名システム	事後	様式改正による変更
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長 佐久間 謙一	こども課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 5..取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策			事前	様式改正による追加
令和2年8月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年8月7日	II しきい値判断項目 5..取扱者	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年5月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①乳幼児及び学童の定期予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理 ②高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理 ③情報提供ネットワークシステムを介した情報連携	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①乳幼児及び学童の定期予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理 ②高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理 ③情報提供ネットワークシステムを介した情報連携 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録等を登録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会、提供を行う。	事後	緊急時の事後評価 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項
令和3年5月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバ 3. 統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 中間サーバ 3. 統合宛名システム 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	緊急時の事後評価 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項
令和3年5月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月11日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	こども課	こども課、健康福祉課	事後	
令和3年5月11日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども課長	こども課長、健康福祉課長	事後	
令和3年5月11日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月11日	II しきい値判断項目 5..取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月11日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	五泉市こども課 新潟県五泉市太田1094番地1 Tel:0250-43-3911	五泉市こども課、健康福祉課 新潟県五泉市太田1094番地1 Tel:0250-43-3911	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務概要	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録等を登録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録等を登録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	緊急時の事後評価 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項
令和3年7月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバ 3. 統合宛名システム 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	1. 健康管理システム 2. 中間サーバ 3. 統合宛名システム 4. ワクチン接種記録システム(VRS) 5. サービス検索・電子申請機能	事後	緊急時の事後評価 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項
令和3年11月19日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	法改正に伴う変更等

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条7号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「主務省令」という)第13条(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(番号法 別表第二の16の2項、17項、18項、19項、主務省令第13条)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務」が含まれる項(番号法 別表第二の16の2項、主務省令第13条)</p>	<p>番号法第19条8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>:番号法 別表第二の16の2項、17項、18項、19項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>:番号法 別表第二の16の2項、16の3項</p>	事後	法改正に伴う変更等
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 5.取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 5.取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年7月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①乳幼児及び学童の定期予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理</p> <p>②高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理</p> <p>③情報提供ネットワークシステムを介した情報連携</p> <p>④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> -ワクチン接種記録等を登録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 -予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 -予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>⑤新型インフルエンザ特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)または新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①乳幼児及び学童の定期予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理</p> <p>②高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の予防接種実施対象者の把握、問診票の発行及び接種歴の管理</p> <p>③情報提供ネットワークシステムを介した情報連携</p> <p>④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> -ワクチン接種記録等を登録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 -予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 -予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>⑤新型インフルエンザ特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	事後	
令和5年7月26日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条</p> <p>3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2</p> <p>3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和5年7月26日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条8号 别表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>:番号法 别表第二の16の2項、17項、18項、19項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>:番号法 别表第二の16の2項、16の3項</p>	<p>番号法第19条8号 别表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項、115の2項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>:番号法 别表第二の16の2項、17項、18項、19項、115の2項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>:番号法 别表第二の16の2項、16の3項、15の2項</p>	事後	
令和6年11月6日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 健康管理システム</p> <p>2. 中間サーバ</p> <p>3. 統合宛名システム</p> <p>4. ワクチン接種記録システム(VRS)</p> <p>5. サービス検索・電子申請機能</p>	<p>・健康管理システム</p> <p>・住登外者宛名番号管理</p> <p>・団体内統合宛名システム</p> <p>・中間サーバ</p> <p>・電子申請機能(マイナポータル、ぴったりサービス)</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事後	データ要件・連携要件標準対応による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月6日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2</p> <p>3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という)第9条第1項 別表の10の項、93の2の項</p> <p>2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和6年11月6日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条8号 別表第二 16の2項、16の3項、17項、18項、19項、115の2項 (情報照会の根拠) :番号法 別表第二の16の2項、17項、18項、19項、115の2項 (情報提供の根拠) :番号法 別表第二の16の2項、16の3項、15の2項</p>	<p>番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 338~360の項、1616の項 (情報照会の根拠) :主務省令第2条の表 338~355の項、357~360の項、1616の項 (情報提供の根拠) :主務省令第2条の表 351の項、355~356の項、1616の項</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和6年11月6日	I 関連情報 9 規則第9条第2項の適用		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
令和6年11月6日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和3年10月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正
令和6年11月6日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和3年10月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正
令和6年11月6日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業 11 最も優先度が高いと考えられる対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目